

第22期第3回 静岡海区漁業調整委員会 議事録

令和3年8月3日

第22期 第3回 静岡海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和3年8月3日(火) 午後2時00分から

2 場 所 静岡県水産・海洋技術研究所 2階会議室(焼津市鰯ヶ島136-24)

3 議 題

(1) 諮問事項

ア 棒受網漁業及びさばすくい網漁業の許可及び起業の認可について 資料1

イ 相模湾における中型まき網漁業の相互入会に関する中型まき網漁業の許可及び起業の認可について 資料2

(2) 指示事項

えびかご漁業の操業について 資料3

(3) 協議事項

ア 棒受網漁業及びさばすくい網漁業の許可及び起業の認可に関する取扱要領について 資料1

イ 一都三県連合海区漁業調整委員会の出席者について 資料1

(4) 報告事項

ア 相模湾における中型まき網漁業の相互入会にかかる協議会について 資料2

イ 令和3管理年度におけるくろまぐろ(小型魚)の知事管理漁獲可能量の変更について 資料4

ウ 太平洋広域漁業調整委員会の結果について 資料5

(5) その他

次回開催日程について

4 出席者氏名

委 員	鈴木 精	橋ヶ谷善彦	西原 忠	原 剛
	金指 治幸	内山 希人	渡邊 俊了	
	高田 充朗	安間 英雄	影山 佳之	
Web会議参加	鈴木 伸洋	田口さつき	眞鍋 淳子	日吉 直人
	李 銀姫	三浦 綾子		
水産・海洋局	板橋 威			
水産資源課	飯田 益生	山田 博一	永倉 靖大	
事務局	花井 孝之	池谷 得維	松浦 玲子	市川 稜

○花井事務局長 ただいまから、第22期の静岡海区漁業調整委員会、第3回委員会を開催させていただきます。本日の会議は、議決権のある委員15名中8名以上の出席により、本委員会は成立していることを御報告させていただきます

本日、日吉委員、鈴木伸洋委員、李委員、田口委員、眞鍋委員、三浦委員の6名については、Web会議の形で出席していただいております。

また、会場換気のため、窓を少し開けさせていただいております。少々お暑いかと存じますが御理解、御協力願います。

なお、会議及び議事録については、漁業法の規定により、会議は公開、議事録はインターネット等で公表することになっております。ここで、事務局からWeb会議開催に当たり会場の注意事項について、御説明いたします。

○市川技師 事務局の市川です。こちらの会議室ですが、飲食可能となっておりますので、適宜水分等補給していただいております。

また、お手洗いについてはこの階の北側ほか、1階の北側にもございますので御利用ください。

続いて、Web会議についてですが、会場中央にありますマイクで集音しております。音を拾いやすくするために声は大きめかつゆっくりとお願いします。以上です。

○花井事務局長 では、ただ今から、議事に入らせていただきます。それでは鈴木会長、よろしく願いいたします。

○鈴木会長 皆さん、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。それでは議事に入ります前に、前回皆様にお願ひした、各地の漁の現状報告を、簡単に結構ですので、1分間程度を目安としてお話していただければと思います。

それでは私からお話させていただきます。稲取において、主要であるキンメ漁は7月に入って、潮の流れですとかイルカ等の食害などで非常に苦戦をしております。磯根に関しては、サザエは順調に水揚げされていますけれども、コロナ禍の中で、値段は低迷したままです。テングサに関しましては若い衆が3人ほど漁をしてくれましたけれども、テングサは獲ればまた次に生えてくるということを今までは聞いていたんですけども、去年獲ったところから新たに生えてこないというような状況でありまして、それについては伊豆分場の方に連絡をしまして、調査をしてもらうことになっています。以上です。

ではあとは橋ヶ谷副会長から高田委員の順に回ってください。

○橋ヶ谷委員 私はさばしか獲らなくて、この間焼津の小川の市場委員会がありまして、その時に簡単な数字がたまたま出たので、それを申し上げます。



たんですけど、6月に入って、清水用宗あたりはほとんど水揚げが無い状況が続いていて、湾奥の由比辺りで良い日で4トンから5トン程度。7月の後半に入ってからほとんど漁がない状態です。今由比港で、新聞紙上でも問題にされている日軽金の放水路と富士川の水の影響があるかないかという問題もあって、そちらもちょっとずつ、日軽金とちょっとずつ話を進めている状況です。

○内山委員

浜名漁協の内山です。私は遠州灘でシラス漁をやっております。ただいまシラスは数量としてはあまり多くは無いですが、質が良いので、1ボーラ30キロなんですけれど、ボーラ単価が良いものと3万円から4万円近くしておりますので何とか漁で暮らせる状態でございます。良い状態が2～3日続くのですが、それがずっと続くわけではないので、漁の日を調整しながら操業しております。あと浜名湖のアサリ漁はほとんど壊滅状態でございます。昼まで漁をやりましても8キロから11キロくらい。単価でキロ4千円くらい。そのくらいの量しかとれませんので、アサリ漁だけでは食べていけないので、出漁している漁師さんはほとんど少なく、2、30人出漁する程度でございます。浜名湖の状況は以上でございます。

○渡邊委員

浜名の渡邊です。自分は今刺網をやっておりますけれども、今年もワタリガニが大漁でして、大体出れば、60キロから80キロくらい網にかかります。その内1/4から1/5、15キロくらいはタイワンガザミになりまして、少し海の状況が変わってきているのではないかなと思います。カツオも漁場的には御前崎前の金洲辺りで操業してきて、大体10匹、20匹程度ですかね。単価も御前崎さんとか他の漁協と比べて千円前後ではありますので、漁に行っていれば1トンくらいにはなるんじゃないかなというくらいですね。アマダイの刺網は今年はちょっと良くなって、全体的に物が小さくて、例年の場所で獲れないという状況が続いています。以上です。

○西原委員

榛南地区は、シラスにつきましては、春先のマシラス漁は大変まとまった量がありました。6月の中ごろからカタクチシラスになりましたけれど、まとまった量はないのですが、昨年みたいに、ばたんといなくなることはなくて、ただらと量的には少ないですが、単価が遠州さんと同じようにキロ3万円前後と高値で推移しておりますので、水揚げは悪くないかと思えます。カツオにつきましては全国的な豊漁のため、単価がひどい日はキロ100円ちょっと。水揚げトン数はここに来てちょっと少なくなってきたものですから良いときでも300円代というそういう状況が続いております。1月、2月の曳き縄船の、1,000円、2,000円するような時が懐かしいように感じられて、100円台の水揚げが続いております。またここに来て水温が上がってきたせいで、脂が無くて、単価が向上することがちょっと考えられない状態です。キンメにつきましては7月

の中頃から休漁していたものが8月1日にまた再開しましたけれど。出漁日数は大変少ないですが、出れば、一隻辺り300キロ、400キロとまとまった水揚げがあります。コロナの影響がありましたが、コロナ慣れしたのか平均単価が1,000円から1,500円近くまでいっております。定置につきましては時期が遅れており、まとまった量がない状態です。今のところ台風ができにくい状態ですからやれるだけはやっておきたいと思っています。

漁師の中で一番話題になっているのが、蛇行の影響が一番大きいことです。いつもと違うところで漁があったり、いつも獲れているところで獲れなかったりという現状です。一番影響があるのが、産卵時期が狂っていることです。イサキも稚魚が現れるのが、産卵時期が狂っているので計算ができない状態です。以上です。

○鈴木会長

ありがとうございます。

それでは最後に日吉委員をお願いします。

○日吉委員

静岡県の定置は、夏枯れが、普段でしたら7月頃から始まるのですがけれども、夏枯れは獲れる量が少ないことを言うのですがけれども、今年は5月の終わり頃から始まっている状態です。

今回の熱海の被災地に、伊豆山定置というものがあるのですがけれども、昨日とも社長とお会いしまして、やはり定置の現場でも濁りが激しいと。それと皆さんご存知だと思いますが、9月から始まるイセエビ漁とか浅海漁業は泥で相当被害がありそうだということで、また県の方にも現場の対処をお願いしたいと思っています。

あと小型マグロですがけれども、一昨年、昨年と非常に多かった小型のクロマグロが、今定置にほとんど入網しない状態なんです。以上が、静岡県の定置の現状になります。

○鈴木会長

皆様、どうもありがとうございました。それぞれお話を聞かせてもらいましたが、あまり良さそうな話は無く非常に厳しい状態だと思います。次回また同じような発表をしていただきますけれども、今回は皆がウキウキするような発表を心待ちにしております。

○板橋局長

会長、一点よろしいですか。

今、伊豆山港の被害について日吉委員から状況の報告がありましたが、今県として把握している内容について御説明させていただきます。

我々が把握している内容につきましては、まず港湾施設についてですが構内と港湾の入口に土砂が流入していると。それから漁船ですが、少なくとも7隻以上の漁船が土砂に埋没していると聞いております。定置網についても、一部

ですね、2か統あるうち1か統については流木や泥が流入しているということです。漁場もですね、先ほども濁りという話がありましたけれども、イセエビやアワビ等の漁場に土砂や流木が堆積していると。一部の漁場では写真が取れる程度の濁りにはなっていますが、特に港湾に近い所では、写真を撮ろうとしても、濁りに乱反射して撮れない状態になっています。漁協の漁業者と共同で作った施設についても、ダイビング施設が全壊するとかですね、漁協の事務所が半壊するというような状態であるということです。そうした結果、日々休業されているということによる被害も発生しているというふう聞いております。詳しい今後の対応については、県と市と国と協議しながら、そして県の中でも関係する港湾整備課などと、連携しながら対応を進めているところですが、漁船の復旧、それから漁場も調査をしたうえで、必要であれば復旧、そして休業についても、生活を維持できるようにできないかと支援策を検討しているところです。以上です。

○鈴木会長

ありがとうございます。伊豆山の定置、2か統ありますが、私も災害のある前に、近くの病院の窓から眺めたことがあります、非常に良い所で水もきれいだと思っていたんですけども、その辺が様変わりしてしまい非常に驚いております。

それでは、本日の議事録署名人を、西原委員と田口委員にお願いして議事に入ります。

それでは最初に、（1）諮問事項のア 棒受網漁業及びさばすくい網漁業の許可及び起業の認可について、（3）協議事項のア 棒受網漁業及びさばすくい網漁業の許可及び起業の認可に関する取扱要領について、そして協議事項のイ 一都三県連合海区漁業調整委員会の出席者について でございますが、これらの議案は関連がございますので、一括して審議したいと思います。県当局から説明をお願いします。

○市川技師

それでは説明させていただきます。資料1を御覧ください。

棒受網漁業とさばすくい網漁業は静岡県漁業調整規則第4条1項の（7）及び（9）に規定される知事許可漁業です。図を御覧ください。棒受網漁業は、灯りやエサによって魚を海の表面に集め、四角い網を出して掬い上げる漁法です。一方、さばすくい網漁業は、夜間、灯りやエサによって、同じように魚を船の近くに集め、タモですくいあげる漁法です。

いずれの漁業も静岡県から千葉県海面にできた漁場で操業していることから、各都県の取扱いや（許可できる隻数といった）制限措置等について一都三県間で調整を図っています。

このため、通常の、知事許可漁業は、3年毎に更新しておりますが、この2つの漁業は、基本方針に則って、現在、単年度の許可にしており、昨年度出し

た許可の期限は本年の10月31日までとなっています。

取扱要領と定数策定までのスケジュールですが、一都三県さば漁業行政担当者会議で、次の漁期に向け、各県の取扱要領と制限措置等について調整を行いました。そして、本日の委員会で、本県の海面における取扱要領等について協議していただきます。答申をいただければ、この後8月5日に行われる予定の一都三県連合海区漁業調整委員会では、各海面における許認可の取扱いについて協議します。協議となっていますが、実際はお互い共有する場となります。その後、最終的な決定となります。ここで大きな変更が無ければ、本日、答申していただいた内容で告示させていただきます。

なお、海区漁業調整委員会に先立って7月5日に行われた、一都三県さば漁業行政担当者会議での結果について簡単に報告いたします。まず、許可等の取り扱いについては東京都及び千葉県ともに大きな変更は無い予定です。本県船に対する許可等の上限についても、東京都、千葉県ともに変更がない予定です。

それでは、まず資料1の3の協議事項にある通り、先ず本県海面における取扱要領について御協議いただきます。次に2の諮問事項にあるように、許可の有効期間、制限措置、申請期間について諮問させていただきます。最後に、3の協議事項の2つ目のポツにあるように、一都三県連合海区に出席していただく委員について御相談したいと思います。

まず本県海面における取扱要領について説明いたします。3の協議事項の<変更点>を御覧ください。昨年からの変更は、申請期間、許可の有効期間、附則に係る日付の時点修正です。加えて、一部、法改正に伴う項目の順序変更や移動・統合がございますが、大きな変更点はございません。

それでは、それぞれの漁業の取扱要領の内容について説明いたします。まず、7ページを御覧ください。本県海面における棒受網漁業の取扱要領です。総トン数5トン以上の船舶を使用して、棒受網漁業や次に説明するさばすくい網漁業を行うには、知事の許可等が必要になります。その取扱いについては、静岡県漁業調整規則及び知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の規定によるほか、この要領により取り扱います。

まず、要領の内容ですが、昨年の要領と比較し、基本的に内容に変更点はございませんが、先ほど申しましたように、一部表記の順序変更や統合がございます。実質的変更のあった箇所には下線が引いてあります。

7ページの1の(定義)には、昭和57年を境に「新トン数適用船舶」と「旧トン数適用船舶」に分類されることが書かれています。

2の(制限措置)ですが

2－(1) 漁業種類は棒受網漁業

2－(2) 許可等をすべき船舶等の数については次の諮問で説明いたします。

2－(3) 今回追加があった項目です。推進期間の馬力数については、定めはありません。

2－(4)の操業区域についてですが、県内船は静岡県海面ですが、県外船は駿河湾内を除いています。

2－(5)の漁業時期は周年。

2－(6)の漁業を営む者の資格については、今回追加があった項目です。県内漁業者にあつては県内を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者、県外漁業者にあつては東京都、千葉県及び神奈川県を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者、としています。

8ページに移りまして、3(条件)では、漁業権漁場内で操業する場合は、漁業権者の同意が必要なこと、期間や場所によって日没から日出までの操業を制限することが規定されています。

4の(許可等を申請すべき期間)、5の(許可の有効期間)については次の諮問で説明いたします。

6の(許可等の申請)については、申請に必要な書類が挙げてあります。

今回新たに、

(1)申請理由書

(7)申請時に当該漁業の許可又は起業の認可を有する者は許可証またはその写し

(8)県内に住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)を有しない者が申請する場合は、その住所の所在する都県の知事の意見書

(9)所属する漁業協同組合の代表理事の副申書(任意)

(10)業種別団体に加入している者は、当該団体長の代表権を有する者の副申書(任意)

以上5つが、申請時に新たに必要となります。

それから9ページの一番下にある附則については、日付の時点修正になります。

10ページ(から16ページ)に新旧対照表をつけてございます。参考までに御覧ください。

次にさばすくい網漁業についてです。17ページを御覧ください。

1の(定義)、2の(制限措置)の(3)から(6)まで〔(3)推進期間の馬力数、2－(4)の操業区域、2－(5)の操業期間、2－(6)の漁業を営む者の資格、〕、18ページに移っていただき、6の(許可等の申請)、19ページの最後の附則については、棒受網漁業と同じです。

18ページの3(条件)については、期間や場所によって日没から日出までの操業を制限することや、たも網の大きさ、漁獲が人力でなければならないことが規定されております。

17ページの、2の(制限措置)の(2)許可等をすべき船舶等の数、18ページの4の(許可等を申請すべき期間)、5の(許可の有効期間)、については、後ほど諮問のところで御説明いたします。

20ページ（から25ページ）に新旧対照表をつけてございます。参考までに御覧ください。

協議事項の棒受網漁業及びさばすくい網漁業の取扱要領についての説明は以上です。

それでは、次に諮問事項の許認可数の上限について、説明させていただきます。

28ページに、県漁業調整規則の抜粋をつけておりますが、棒受網漁業及びさばすくい網漁業は規則第11条3項で、制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、あらかじめ海区漁業調整委員会の意見を聞くことになっています。また、いずれの漁業も静岡県から千葉県海面にできた漁場で操業していることから、各都県の取扱いや許可できる隻数について一都三県間で調整を図っているため、規則第15条2項にあるように3年より短い期間の許可についてもあらかじめ海区漁業調整委員会の意見をきくことになっています。委員会に対する知事の諮問文は2ページにつけてございます。

5ページの表を御覧ください。現在の許認可件数と今回の許認可の上限隻数案の表です。漁業種類ごとに各都県の現在の許認可上限、当初の許認可隻数、現在の隻数、今回許認可上限案（色がついている部分）を記載しています。

今回の許認可上限隻数の案についても、従来と同じ方法で設定します。表の下にある「定数算出方法」を御覧ください。算出方法は従来と同じです。

まず、棒受網漁業では、現在の隻数に5隻の余裕枠を設けております。ただし、現在の許可隻数が0である東京都と神奈川県については現在の許認可上限数を今回の許認可上限数としています。今回、静岡県の許認可上限数案についても前回と同じです。令和4年漁期についてもこのように4件に余裕枠5を足して9件としたいと思います。

新トン数25トン以上100トン未満の船舶は、現在の隻数を許認可上限数としますが、東京都と神奈川県については、現在の許認可上限数を引き続き今回の許認可上限数としています。

次に、新トン数25トン未満の船舶ですが、現在の許認可上限数を今回の許認可上限数とします。

こちらに記載されている許可等の隻数は、許認可の上限数のため、多めの枠に設定されており、実際の申請数とは異なります。そのため、事前に県内及び他県に聞き取りを行い、現在の実績隻数および来年度申請の意思に基づく隻数を設定し、告示案に記載します。

それを受けて調整後の許可等の隻数を含む制限措置について告示案を諮問いたします。告示案は、棒受網漁業が3ページ、さばすくい網漁業が4ページになります。

まず、3ページの1の棒受網漁業について、（1）の表に棒受網漁業の許可又は起業の認可をすべき船舶の数がそれぞれ記載してあります。（2）許可又は起業の認可を申請すべき期間は令和3年9月9日から同年10月8日までの一

か月間、(3)の備考にあります「許可の有効期間」については従来どおり11月1日から一年間としています。4ページの2のさばすくい網漁業についても、(1)の表に許可又は起業の認可をすべき船舶の数がそれぞれ記載されております。

(2)の申請期間と(3)の許可の有効期間についても、1の棒受網漁業と同様です。

それでは、最後になりますが、冒頭にも申しましたように、連合海区に出席していただく委員の方3名について相談したいと思います。

連合海区の開催通知を29ページに付けてありますが、出席者の回答が7月末までとなっております。例年、会長と副会長1名、あと、さば漁業に詳しい委員の方1名をお願いしております。本年は会長の鈴木精委員、さば漁業者である副会長の橋ヶ谷委員、そして、さば漁業者が所属する、いとう漁協の組合長である高田委員の3名を、事務局の仮の案で回答しております。事務局案でよろしければ、8月5日の連合海区の出席者は鈴木精会長、橋ヶ谷副会長、高田委員をお願いしたいと考えています。

説明については、以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○鈴木会長

ただいま、県当局から説明がありましたが、このことについて御意見、御質問がありましたらお願いします。

特に意見もないようですので、(1)諮問事項のアと(3)協議事項のアについて、原案のとおり了承し、一都三県連合海区の出席委員につきましては、橋ヶ谷副会長、高田委員、私でよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

それでは、(1)諮問事項のア 棒受網漁業及びさばすくい網漁業の許可及び起業の認可について、(3)協議事項のア 棒受網漁業及びさばすくい網漁業の許可及び起業の認可に関する取扱要領については原案のとおり了承し、また一都三県連合海区の出席委員は橋ヶ谷副会長、高田委員、私といたします。

続きまして、(1)諮問事項のイ 相模湾における中型まき網漁業の相互入会に関する中型まき網漁業の許可及び起業の認可について、県当局から説明をお願いします。

○松浦主査

事務局の松浦です。資料2、相模湾における中型まき網漁業の相互入会に関する中型まき網漁業の許可及び起業の認可について説明をいたします。

座って説明させていただきます。資料には記載してございませんが、今回の諮問についてまず概要を御説明します。こちらの相模湾入会協定につきましては、前回の海区漁業調整委員会で、協定の経緯や当日の対応等について協議をさせていただきました。今回は、6月末に行われた協議会を経て、神奈川県か

らの中型まき網漁業についての許可及び起業の認可についての諮問になります。それでは資料に沿って御説明いたします。

1の経緯と報告から御説明します。中型まき網漁業とは、総トン数5トン以上40トン未満の船舶を使用したまき網漁業で知事許可漁業にあたります。静岡県が相模湾の入会協定として神奈川県と結んでいるものは、静岡、神奈川両県の船が、相互に県を越えて操業できる内容の協定です。両海区では、昭和28年以来、協定を継続しており、現在は3年ごとに更新しています。現在の協定は令和3年8月31日で有効期限が終了するため、次期の更新を見据え、令和3年6月25日に本協定にかかる協議会を開催しました。

当日の出席委員は、橋ヶ谷副会長、まき網漁業者の金指委員、それから相模湾のまき網漁業に詳しい高田委員のお三方です。橋ヶ谷委員、金指委員、高田委員、御出席いただきありがとうございました。

それでは、相模湾相互入会協議会の結果です。

まず一ポツ目。協定は継続することとなりました。期間は令和3年9月1日から令和6年8月31日までです。前回の本海区漁業調整委員会での議論の経過を踏まえ、神奈川県からの要望の回答、今後の締結等については、出席委員にお任せいただきました。当日の両県の要望事項と要望に対する回答は4ページ、5ページのとおりです。この下のポツ、静岡県からの中まきのトン数についての案件も含め、掲載しておりますので、まず4ページを御覧ください。

相模湾における中型まき網漁業の相互入会に関する要望事項のうち、静岡県の要望事項を記載しています。本件要望事項は3点あり、まず1. 協定の継続を希望する。こちらについては神奈川県から異論なしの回答を得ました。次に2. 船舶の総トン数の上限(30トン)を本県に合わせ40トン未満とすること。こちらについては、神奈川県から漁業調整規則から禁止条項は削除されたが、許可の制限措置として総トン数の規制を保持。漁業調整上、例外は認めないとの回答がありました。最後の、3. 神奈川のかつお、まぐろまき網の入会区域を協定に記載した、より大きい範囲の「石廊崎灯台正南以西を除く静岡県の地先海面」から実際の中まきの操業海域である「稲取崎から正東の線以北の静岡県の海面」まで小さくすることについては、神奈川県から協定開始当初から協定区域と静岡県の許可の範囲にずれがあり、神奈川県は許可を協定の範囲に合わせるよう要望してきた上、範囲を変更する理由は無く、応じられない旨の回答がありました。

次に神奈川県の要望事項に対する本県の回答です。

まず、1 協定の継続を希望する、という要望については本県からも異論なしと回答しております。次に、2. 神奈川海区漁業調整委員会指示線から沖に出ている等深線200メートル以浅のいわゆる瀬の海の海域において、操業自粛を引き続きお願いしたいという要望については、すでに本県漁業者から誓約書を提出しておりまして、今後も自粛の誓約が遵守されるよう、関係者間で再確認する

旨回答しております。また、3. 協定内容（漁業種類、操業期間及び操業区域）の厳守について、関係漁業者を指導されたい という要望については、従来から県漁業協会等を通じて関係漁業者に強く指導。引き続き協定内容を遵守させるよう指導する旨回答しています。また、4. 協定の期間は従来どおり3年間としたい旨の要望については、こちらからも異論なしで回答しております。

今回、協定の継続についてお互いに望んだところでしたので、従来からの慣例に従いまして協議会の日を協定の締結日とすることについて、全会一致で異議なしとなったため、3ページに添付した協定書に既に会長及び水産資源課長の押印をして締結しています。新たな期間を対象として協定を締結したことから、本件は神奈川県の中型まき網船のうち、「いわしまき網漁業」1か統、「かつお、まぐろ 網漁業」4か統に入会を認めることとなります。

このため、2の諮問事項に移りますが中型まき網について、神奈川県船に対する許可または起業の認可をすべき船舶等の 総トン数その他の制限措置並びに許可または起業の認可を申請すべき期間について 貴委員会の意見を承知したく諮問したいと思います。

まず（1）の許可の有効期間です。こちらは静岡県漁業調整規則規則第15条が根拠となります。許可の有効期間については海区漁業調整委員会の答申を踏まえて 知事が決定し、公示します。知事許可漁業については、許可の有効期間を定めるにあたっては5年間より短い期間とする場合は第15条を根拠に、漁業調整上又は資源保護培養の観点から、有効期間 を3年間（令和3年9月1日から令和6年8月31日まで）としており、神奈川県船に対する漁業許可についても同様としたいと思います。これは、協定有効期間と同一です。

次に、（2）制限措置及び申請期間についてです。こちらは静岡県漁業調整規則第11条に基づくものです。こちらでも海区漁業調整委員会の答申を踏まえて 知事が決定し、公示することとなっています。神奈川県船に対する「許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン 数その他の制限措置」及びその他の（案）については7ページのとおりです。

この諮問にかかる静岡県知事から海区会長あての諮問文を6ページに添付しております。読み上げますが、相模湾における中型まき網漁業の相互入会協定に基づく中型まき網漁業の許可または認可について。このことについて許可または起業の認可をすべき船舶の数および船舶の総トン数その他の制限措置の内容、許可または起業の認可を申請すべき期間並びに有効期間を別案のとおり定めたいので、静岡県漁業調整規則第11条第3項及び第15条第2項の規定に基づき諮問します。

その諮問内容を7ページに告示案としてお示ししてございます。  
諮問内容として1 中型まき網漁業（1）許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置ですが、まず、漁業種類が、いわし2そうまき網漁業のものについてです。操業区域は稲取埼から正東の線以北の静

岡県海面、操業時期は周年、推進機関の馬力数は定めなし、船舶の総トン数5トン以上、40トン未満、漁業を営む者の資格は神奈川県内に住所を有し、かつ、その船舶につき、神奈川県知事による中型まき網漁業の許可を受けている者、隻数は1隻です。

次に、漁業種類が、かつお、まぐろ2そうまき網漁業のものについてです。操業区域は稲取崎から正東の線以北の静岡県海面、操業時期は5月1日から8月31日まで、推進機関の馬力数は定めなし、船舶の総トン数は5トン以上、40トン未満、漁業を営む者の資格は神奈川県内に住所を有し、かつ、その船舶につき、神奈川県知事による中型まき網漁業の許可を受けている者、隻数は4隻です。

次に、(2)許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和3年8月16日から同年8月24日までとしたいと思います。(3)の備考として、この告示に係る許可の有効期間は、令和3年9月1日から令和6年8月31日までの3年間としたいと思います。

以上が諮問内容です。

今回、皆様にお諮りして問題ない旨の答申が得られましたら7ページの告示案のとおり県公報で公示する予定です。その際、軽微な字句の変更があった場合には、事務局に修正を一任していただければと存じます。最後に、関係の省令及び県漁業調整規則の抜粋を8-9ページに添付しております。それではご審議のほどよろしく申し上げます。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま、県当局から説明がありましたので、審議に入ります。このことについて御意見、御質問ありましたらお願いします。

○西原委員

一点よろしいですか。

4ページの静岡県の要望事項の3.入会区域を石廊崎灯台の西南以西を除く静岡県の地先海面から、稲取崎から正東の線以北の静岡県の海面とするという要望に対して、神奈川の返事は、応じられないとなっていますね。それで7ページの方は、操業区域は稲取崎から正東の線以北の静岡県の海面となっていますがこれはどうなんですか。

○松浦主査

それは、どうしてこうなっているのかということですよ。私も担当になって同じようなところに引っかけたのですけれども、協定自体は石廊崎の西南の線から西というようにして、昔からずっと神奈川と静岡でやってきています。

ただ、協定は協定なんだけれども、その中で本県のまき網の操業範囲は稲取崎から正東の線より北だよ、ということで、実質今一致してない状況でずっと来ています。ただ神奈川は、知事許可の範囲はわかっているものの、いつか採捕範囲が変わったときのために、広い範囲を持っておきたい。静岡県としては

広い範囲であるよりは現状に合わせたい、という考えがあります。お互い相容れないものがありながら、知事許可はちゃんと稲取崎から北という範囲でやっております。

○西原委員            わかりました。

○高田委員            いいですか。うちの方の所属船も、県内の船も同じような条件でやっておりますので。

もうひとつ、その区域から南の区域でも、キンメの漁場が多々あるので、会長がわかるように、やはりそういうところで、漁業者ともめない関係で、そこから先には行かないという条件を神奈川側にも言っているとあります。

○松浦主査            そうですね、協議会で、実はこういう理由で、といったようなこちらの要望の意図などを、敏感な場所なので、操業のルールを守ってくださいねということでお伝えしております。

○鈴木会長            他にございますか。安間委員お願いします。

○安間委員            7ページの内容で、これに先立ち、6月25日、橋ヶ谷副会長、金指委員、高田委員に出席していただいております。御苦労様でございました。協定についてまとめていただいたということでしたが、神奈川に対して本音の話を聞かせてもらいたいのですがいかがでしょうか。何か特別ありませんか。

○高田委員            特別なことは特に無くて。今は操業してませんよね、神奈川の方は。

○松浦主査            操業の実績は無いです。

○西原委員            特別差し障りは無いということですね。わかりました。

○鈴木会長            ちょっといいですか。この許可なんですけれども、実績が無いという状態がある程度続いた場合の処理というのはどのようになっているんですかね。

○松浦主査            本来は、許可の申請をしておいて、実績が無いのはどうなのか、ということに関しては、事実、他の知事許可の中でも同様の話はしてまいりました。この所も確かに実績はないのですが、実績がないという中でも、例えば、やれるのに、面倒だから行ってないという理由はだめですが、相手先の漁業調整上の理由で、許可はあるけど、調整がつくまでは難しいだとか、そういう事情もあるものですから、一律に実績が無いからだめなのかと言うと、そうでもないで

す。

○鈴木会長            わかりました。他に何か御意見ございますか。  
御意見が出尽くしたようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員                異議なし。

○鈴木会長            ありがとうございます。それでは（１）諮問事項のイ 相模湾における中型まき網漁業の相互入会に関する中型まき網漁業の許可及び起業の認可について、原案のとおり了承することといたします。  
続きまして、（２）指示事項 えびかご漁業の操業について、県当局から説明をお願いします。

○松浦主査            事務局の松浦です。  
えびかご漁業の操業について説明いたします。資料３を御覧ください。  
まず、指示の協議の経緯です。えびかご漁業は、昭和40年代から行われ、昭和60年以降は委員会指示により、試験研究機関等が行う場合を除き操業が禁止されていました。

平成9年にえびかご研究会、現在のえびかご漁業調整協議会が発足し以降、試験操業が行われ、水産技術研究所による資源評価が行われました。

平成22年度には、資源評価を踏まえ、今後のあり方が静岡海区の小委員会で検討され、同年8月の委員会において、承認漁業となりました。また、承認にあたり隻数をこれまでの3隻から5隻に増やしたため、1隻当たりの持ちかご数を120から80に減らしました。更に、平成27年度以降、漁獲量と資源量の指標値の減少により承認隻数を5隻から4隻に減らしています。

中段の左の図を御覧ください。えびかご漁業の主な漁業対象種はアカザエビです。アカザエビは銚子沖から日向灘に分布し、水深200～400mで漁獲され、味が良く、高値で取引されています。操業海域は右の図のとおり駿河湾西部の斜線を引いてある狭い部分で、水深200mよりも浅い海域は除かれています。

次に、昨年度の操業結果について説明します。下の文章の一つ目のポツについては、図を用いて説明しますので、一枚めくっていただき、2ページを御覧ください。一番上の表1にえびかご漁業の操業結果をお示ししています。上がえびかご、下が小型底びき網による結果です。こちらは沼津魚市場の数値になります。この表のえびかごによる数値を元にして図1にアカザエビ漁獲量と、延べ使用かご数の経年変化を示しました。漁獲量は棒で、延べ使用かご数は折れ線で表しています。令和2年度のアカザエビ漁獲量は987kgで、過去5年間の平均漁獲量1,041kgを若干下回りました。延べ使用かご数は6,000かごでした。

図2を御覧ください。図2は平成13年度から令和2年度漁期までの1かご当たりのアカザエビ漁獲量の経年変化について、資源状態の指標値である1かご当たりのアカザエビの漁獲量を示したものです。承認漁業となった平成22年度以降、増減しており、平成26年度には過去最低となりましたが、平成27年度に承認隻数を1減とした以降、数値自体は変動しているものの、今回報告する令和2年度を含む直近3か年の漁期については高い値となっております。

なお、一般的に資源悪化時には小型個体の割合が増加することが知られています。このため、2ページに掲載した漁期全体のデータだけでなく、3ページの上に表2として令和2年漁期中の月別漁獲量と資源状態の指標値をお示ししています。漁期開始から漁期末まで、資源状態の指標値が目に見えて減少することなく経過したことがわかるかと思えます。

さらに、図3にはアカザエビの頭胸甲長の変化を平成28年分からお示ししています。これは1隻分のみの標本船データによるもので、全ての漁獲傾向を反映しているものではありませんが、令和2年度にかけて、モードが51-57mmの間に入っており、小型化が進んでいる傾向はみられなかったことから、昨年度と同じ内容の指示とさせていただきたいと考えております。

なお、今漁期及び近年の結果について検討するため、本年7月にえびかご漁業調整協議会が開催されました。協議会の中で令和2年漁期について振り返りを行い、今後の資源管理について協議をしております。資料1ページ目の一番下の文章を御覧ください。この協議会では、資源の持続的利用を図るため平成30年漁期から、「漁模様（漁獲量）が悪ければ各自操業を控える」ことを決定し自主的な漁業調整に取り組んでいます。これは、自分たちが管理し利用する漁場なので、海区漁業調整委員会や県に指導される前に、漁業者自身が良くないと感じたら、自分たちで操業を自粛するといった取組が必要との意見が漁業者から出たことにあり、全漁業者がこの意見に賛同しています。さらに、来期の操業においては、より具体的な資源管理を行いたいとして、採捕するアカザエビの下限サイズを統一することとしました。

これらについて事務局の指示に関する考え方を2ページの「2 指示事項」に記載した【指示の考え方】にお示しております。あたりまえのことではありますが、漁業者が漁獲個体の測定を含む自主的な資源管理に取り組みながら、将来にわたりえびかご漁業を継続できるよう、委員会事務局は、引き続き資源状況の監視を行い、その動向を踏まえて、適宜、操業について漁業者に助言を行うこととしたいと考えております。

2の指示事項の具体的などころとしては、2つ目のポツを御覧ください。昨年からの変更点は、申請者の押印省略と文言の一部修正及び指示日等の日付の修正となります。文言の修正については、2の採捕の制限に（1）えびかご漁業を行う場合としてアからオまでを記載しておりますが、このうち、指示の3以下に出てくる承認に関する事項がどれに該当するかわかりにくいことから、

(1) のアで下線を引いたように、承認について規定する文言を追加しております。5以降に出てくる文言の修正についても同様の理由となっております。

それでは、委員会指示の内容について御審議ください。指示の内容について了承された場合には、えびかごについては4ページから11ページにかけて添付した案のとおり県公報にて公示します。今回の委員会後に軽微な変更があった場合は事務局側で修正することについて御一任いただければと思います。以上になります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま、県当局から説明がありましたので、審議に入ります。このことについて御意見、御質問ありましたらお願いします。鈴木先生どうぞ。

○鈴木伸洋委員

よろしいですか。まず採捕するアカザエビの下限サイズの統一というところですね。いろいろなデータを見させていただくと、資源が減少しただろうと思われる時期と、やや最近は上向きなのかなという傾向もあるようですが、現実には資源量との関係は難しい判断だという気がしています。そこでやはり、エビの下限サイズは資源保護のため重要な要素だと思っておりますが、下限サイズというのは現在どのようなことを考えているのか少し情報をいただけるとありがたいのですが、よろしく申し上げます。

○松浦主査

はい、事務局が回答します。資料の3ページを御覧ください。こちらのグラフには、頭胸甲長と書いてあって、下にミリメートルが書いてあって、この方が獲ったエビの頭のサイズはこのようですよ、となっております。実情を申し上げますと、やはり漁場によって、全体の中で小さめになってしまう漁場、それからまだ大きいのがいる漁場、割と中間的な漁場と分かれております。11ページを御覧いただけますか。先ほど3ページのグラフで出したのは、過去から標本船で調査をされてきた方なので、測り方が安定しているということもあるので、今この資料でサンプルとして使っているというのもあるんですけども、承認を受けた漁業者さんが、11ページにあるえびかご漁業漁獲成績報告書に基づいて、自分の手で、いつどこに漁具を入れて、上げて、何が獲れて、頭の殻の大きさを測って、卵があって、ということを確認して記載しています。こういうことをやっているの、ここの漁場で獲れる大きさは、というのは同じ市場に出すのでなんとなくわかっています。どの大きさを基準にするかということがあるんですけども、やはり皆で見てこの大きさは小さいね、というのがあります。それは伸洋先生が聞いたら、もっと厳しくしたほうが良い、とおっしゃるかもしれませんが、今年話をしたところでは、頭の大きさが40mmより小さいのは、放流をしようね、という話になりました。大きいものは海外の市場で富裕層が買っていきますというのがあって、とても高く売れる。姿がそのまま

あれば、料理の見栄えがあるので、買い手が付きます。静岡県内とか国内で売れるのは、その次のサイズ。そのサイズより小さいのは獲り過ぎじゃないの、という声があるので、40mm以下は放流しましょう、ということを次の漁期に向けて今回自分たちで決めた、というようになっております。

○鈴木伸洋委員      それが妥当かどうかの議論は別なんだろうと思うんですけども、ただこの図の3を見る限りは、頭胸甲長40mmといいますと、この漁法ではたくさん入ってくるようなサイズではないと言う解釈になるんだと思うんですね。ですからはっきり言うと、ここに出てくるデータと40mmと言う数字が、どこまで整合性があるのかと言う問題がひとつありますし、ここは非常に難しいですが、とりあえずは、今回許可をということならば、40mm以下は再放流というような条件をつけて承認をしてみようと考えが事務局の考え方でしょうか、もう一度整理をして御説明をお願いします。

○松浦主査            条件をつけて、を入れるか入れないかというお話をいただきましたが、まずは自主的にやったらどうか、というのがありまして。そういう訳でこの委員会指示の中には大きさの制限は記載しておりません。市場が同じところに出しているんで、同じ日に出すと、誰が大きいのを出荷しているな、小さいのを出荷しているな、というのがわかるので、第一段階として、その範囲で対応をというように考えております。

○鈴木伸洋委員      わかりました。ありがとうございます。

○鈴木会長            他にはどうですか。影山委員どうぞ。

○影山委員            はい。類似の話になるかと思いますが、自主規制で小さいものを放流しようということで、それは数値化すると40mmくらいだと言うお話だったと思いますが。自主的にそういう取り組みをするというのは大変良いことだと思います。ただ今決めている取組の方法が、効果がどこまであるかということは、鈴木委員が言われたように、もう少し検討が必要でしょうし、どこまで効果があるかは今の時点で明確に有効な手法というのは難しいのかな、とそういう風に思いました。もうひとつですね、放流すると言うお話を今伺いましたけれども、これはどういう方法でやるのかなと。結局市場に出すどこかの時点ではねて、海へ戻す。ただ資料にあるように水深400mと深海ですし、水温差とかもあるわけですから、その辺の有効性、サイズの問題も含めて、放流する場合の手法として良いのかどうか、などそういうことを考えると、私とすると、この許可の条件である落とし口というのがあって、漁具の方の制限が記載されているわけですね。こういう漁具だと有効だよというものは今示せるものはないと

思うんですけども、これからの期間、漁業者が小さいものは制限して保護に取り組もう意識があるならば、試験的なもの、どういう形でできるかと言うことは状況を踏まえて考えていかないといけないでしょうけど、漁具でコントロールするという方が、生き物へのダメージロスも防げますし、漁業者さんの労力も減らせるので、そういうことを含めて、せっかく操業されている方が、小型の資源を保護して少しでも資源の維持・増加に繋がるというような取組をしようというせっかくの意識がありますので、もう少し具体的に成果が感じられる、または根拠を感じられる。そういうような取組にももう少し前進できないかな、と言うふうに思っております。

○松浦主査

ありがとうございました。

おっしゃることは非常に良くわかりまして、そういう場合に放流の話が出ると、できるのか、とそういう意見をおっしゃる漁業者さんもいました。自分もその協議の場にいまして。だけど陸に揚げたら死んでしまうという話もあって、放流するときにはちゃんと沈むように放流すると言う話はあったのですが、やはり一番良いのは漁具だと思います。ただ来年からこれでやりますとは言えないものですから、そこは様子を見つつ長期的に協議会と一緒に考えていきたいと思えます。

○影山委員

今話を聞くと、事務局や漁業者さんで試験をするというのは難しいかと思えます。ひとつの考えとして、鈴木委員の関係かなと思うのですが、大学とかの力を借りて、陸上での試験である程度の数値化ができる可能性があるんじゃないかなと思えます。どなたかの力を借りて、そういうことができれば良いかなと思えました。

○鈴木会長

他に御意見ございますか。

はい、どうぞ。

○田口委員

よろしく申し上げます。

先ほどお話を聞いた中で、漁場の中で全体的にとれるものが小さめの漁場があるというふうに伺ったんですけども。そういう漁場をあえて早めに操業を打ち切るとか、そういうような方法も試してみても良いのかなと思えました。以上です。

○松浦主査

田口委員、ありがとうございました。

おっしゃるとおりでして、平均的に見て一番小さいものが獲れる漁場を使っている漁業者さんは、やはり一番資源に敏感で、小さいものが多い場合、漁をやめて切り上げる方でして、資料の図3に出している漁業者さんです。操業期

間をグラフの横に小さく載せていまして。平成28年なんかは、12月から2月初めまでやっていたんですけども、やはり値段が高いとき、クリスマス前とお正月前までが値が上がるので、そこまで獲って、そうしたら漁をやめるよ、とおっしゃるので、この方が資源管理を牽引してくださっています。長くやっている方でもあるので、田口委員がおっしゃったように、非常に期間に気をつけてやってくださっている事例ではあります。ありがとうございました。

○田口委員           あとですね、4隻いるので、互いに別の船の獲ったもののサイズを測るということもやってもいいのかなと思います。

○松浦主査           そうかもしれません。ただ、自分の漁場を知られたくないということがあるので、今年なんかは、えびかご協議会で各自が測っている大きさを皆で見たりなんかはしたんですけども、自分の漁場を皆とどこまで共有すべきかということがあって、そこがなかなか難しいところではあると思っております。

○鈴木会長           他に御意見ございませんか。  
御意見が出尽くしたようです。鈴木委員、影山委員、田口委員から様々な意見が出ました。その内容をまとめまして、えびかご協議会の方に、このような話が出ましたよと伝えてもらって、この1年間その中でやってもらって、来年度になると、漁具の規制もあるよ、というような、そういう話の向け方はいかがでしょうか。

○松浦主査           はい、そうさせていただきます。  
ちょうど秋に協議会を予定していますので、そこで今日いただいた意見を共有させていただきつつ進めてまいりたいと思います。

○鈴木会長           それでは、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員           異議なし。

○鈴木会長           それでは、本委員会は(2)指示事項 えびかご漁業の操業について、原案のとおり了承することといたします。  
続きまして、(4)報告事項のイ 令和3管理年度におけるくろまぐろ(小型魚)の知事管理漁獲可能量の変更について、事務局説明をお願いします。

○松浦主査           事務局の松浦です。  
令和3管理年度におけるくろまぐろ(小型魚)の知事管理漁獲可能量の変更についてを説明いたします。

資料4を御覧ください。今回は、一年を4か月ごと、3つの期間に分けて管理しているクロマグロ小型魚の知事管理漁獲可能量の変更についての報告です。

まず、最初に大まかにくろまぐろ資源管理の経緯について御説明します。

くろまぐろについては、近年、資源量が大きく減少しているとみられることから、中西部太平洋まぐろ類委員会（以下、WCPFC）で関係各国が国際合意した保存管理措置に従い平成22年から漁獲量の管理強化を実施しています。

しかしながら、我が国全体での漁獲枠の消化が激しく、国は漁獲上限の遵守・徹底を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく管理を行うこととし、知事管理の沿岸漁業では、第4管理期間（H30.7～H31.3）から資源管理法に基づく管理が開始されました。

県は国の資源管理基本方針に基づき県の中長期的資源管理の考え方を示した「静岡県資源管理方針（以下、「県方針」という。）」と、県方針の「別紙1-5くろまぐろ（小型魚）」、「別紙1-6くろまぐろ（大型魚）」を制定し公表しています。また、別紙に基づき管理年度ごとに知事が定める知事管理漁獲可能量（漁獲上限）についても同様に制定、公表している。今回の報告はこの数値に係る部分になります。

今回の報告ですが、小型魚については1年の管理期間を4か月ごと3期に分けて管理しており、4月から7月までの期間が終了したことから、当該期間の残枠全てを翌期間（8月から11月まで）に繰り越しいたします。

上記処理は県方針の「別紙1-5くろまぐろ（小型魚）」の「第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準」においてあらかじめ定めている「知事管理区分ごとの漁獲可能期間ごとの割当量の取扱いについて」に基づくもので諮問の対象外です。本資料の最終ページに県方針くろまぐろ（小型魚）の抜粋版を載せてありますので後ほど御覧ください。

本日、8月3日現在は漁業者からの報告値を集計しているところであります。数量が確定した後、変更後の知事管理漁獲可能量を公表する予定です。その際には委員の皆様にも広報を送付いたします。

2ページに7月31日現在の知事管理漁獲可能量、採捕の種類別、期間別の割当とその消化状況をお示ししています。この4か月間はくろまぐろの来遊がなく、また潮の流れの関係もあり、くろまぐろ小型魚については、漁船漁業等で実績値が0.3トン、定置漁業が0.5トンでした。

この実績値に基づき、8-12月の期間の変更数量案をお示したものが3ページになります。表の一番左側に当初数量、その一つ右、変更※4に前回海区でお諮りした数量変更を、そして一番右に今回の変更として小型魚の期間別繰越の数値を記載しています。

小型魚については、漁船漁業等においては、4-7月については変更※4では11トンの枠がありましたが、実績値が0.3トンで残枠が10.7トンとなりましたの

でこれを8から11月の期間に繰越しし、2.7トンプラス10.7トンで13.4トンとなります。次に定置漁業です。4-7月の枠が変更※4が5.1トン、実績値が0.5トンとなりました。このため、残枠が4.6トン発生しましたのでこれを8-12月の枠に足して1.7トンプラス4.6トンで合計6.3トンとしています。

今ご説明した数量の変更を告示案の形式にしたものが資料の4ページとなります。

令和3年6月29日に告示した令和3管理年度のクロマグロ小型魚の数量を、以下にお示しした配分数量として、変更箇所を下線を引いてございます。告示の際はこのような内容で公表する予定です。

数値につきましては、現在、確定処理中のため、若干数値が変更することもあるかもしれませんが、確定し次第、県公報にて告示をしたいと思っております。以上、報告事項でした。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて御意見、御質問がありましたらお願いします。

特に御意見等がないようですので、このことについて、以上とします。

続きまして、(4)報告事項のウ 太平洋広域漁業調整委員会の結果について、事務局説明をお願いします。

○池谷主幹

事務局の池谷です。資料5を御覧ください。

7月29日に第35回太平洋広域漁業調整委員会本委員会がWeb会議形式で開催され、伊豆漁協下田支所において鈴木精会長に出席いただきました。また、事務局から松浦、池谷が傍聴いたしましたので、その概要について報告いたします。

太平洋広域漁業調整委員会は、Iの概要の1 広域漁業調整委員会の(1)目的のとおり、都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊し、かつそれを漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる水産資源の管理にかかる漁業調整を行うことを目的としています。根拠・種類は(2)のとおり漁業法第152条に基づいて、太平洋広域、日本海・九州西広域、瀬戸内海広域の3つの広域委員会が設置されています。

本県が所属する太平洋広域漁業調整委員会は2(1)の範囲のとおり北海道から宮崎までの太平洋岸の18都道県で構成されています。同委員会の機能については(2)のアからエまでとなっており、今回の委員会での開催趣旨はウの委員会指示の発動でした。

それでは今回の委員会の協議内容について御報告します。IIの報告事項を御覧ください。

第35回太平洋広域漁業調整委員会が令和3年7月29日に開催され、冒頭でも申しましたが都道県互選委員として、静岡県からは鈴木精会長に御出席いただ

きました。

今回の議題の経緯の詳細は5ページの資料1-1とおりですが、要点を申し上げますと、1ポツ目、今年3月に太平洋広調委から遊漁のクロマグロの採捕制限について指示を発出しており、その内容は①30kg未満の小型魚は全数放流、②30kg以上の大型魚は水産庁への採捕報告を義務づけるというもので、指示の有効期間は令和3年6月1日から1年間となっております。次に2ポツ目、大型魚の採捕量について国の留保枠を一部充当する計画であったが、6月1日の施行後わずか16日（6月16日時点）で国の想定を大幅に上回る採捕報告があり、資源管理の枠組みに支障を来すおそれが生じました。

以上の経緯を踏まえ、(2)の今回の指示案及び今後の対応方針案になります。

まず始めに指示案と対応方針案の協議結果から申し上げますと、1ポツ目、太平洋広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕の制限にかかる委員会指示の発出と委員会指示に違反した者への対応方針について、全会一致で決定いたしました。なお、今回参考人として招致された遊漁者3団体からも異論はありませんでした。

委員会指示の内容は以下に概略を記載しておりますが、資料6ページ、資料1-2と書かれている頁を御覧ください。こちらが今回の委員会指示案となります。1の定義は8、9ページの参考資料で添付している3月に発出した前回指示と同じ内容となっております。2のくろまぐろ（大型魚）の採捕の制限を御覧ください。横線を引いてあります「(1)太平洋広域漁業調整委員会会長は、太平洋における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来す恐れがあると認めるときは、期間を定め、太平洋において遊漁によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨公示する。」「(2)遊漁者は(1)の公示によりくろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。」

という指示内容であります。

次に7ページの資料1-3と書かれている頁をお開きください。違反者への対応方針案です。

1の対応では(1)水産庁は疑義情報に接した場合、太平洋広調委会長に一報するとともに関係する都道府県水産部局を通じて調査等を実施する。

さらに(2)で会長は、調査等の報告を受け、必要と認めた場合、指導文書を発出し、後日委員会に報告をします。

対応方針は2のとおりで1(1)(2)の対応を行った後に、指導に従わないと見込まれる場合又は再度違反が確認された場合、会長一任で農林水産大臣に対し漁業法に基づく裏付命令を申請するというものです。

ここで、今回の指示発出に当たり、くろまぐろの資源管理について、遊漁者

団体と意見交換を行い、いろいろな意見が出ましたので、一部御紹介します。

遊漁者団体からは、採捕禁止であってもキャッチ&リリースを認めてもらえないか、くろまぐろにライセンス制を導入してはどうかとの意見がありました。

委員からは遊漁者の採捕量が正確に把握できなければ遊漁の資源管理は難しいと言った意見がありました。その他の意見については資料のとおりで、のちほど御確認願います

双方の意見に対し、水産庁から遊漁についてもTAC管理に向けた枠組みづくりに取り組んでいく課題がある、キャッチ&リリースの解禁に向けた検討の余地があるといった発言がありました。

そして、最後に藤田資源管理部長から漁業と遊漁で今後も意思疎通を図っていきたいという発言がありました。私からの報告は以上でございます。

鈴木会長、御出席ありがとうございました。会長から何か御意見、御感想がありましたらお願いいたします。

○鈴木会長

はい、池谷さんから話があったことなんですけれども、遊漁の3団体から色々な話がありまして。その話というのが今回の議題となっている小型マグロの放流についての話からかけ離れた話が長くて。オブザーバーで出席しているのに、議長からの指名ではなく自ら手を上げて発言するという、そのような会議でした。

その中で、先ほど出たリリースの話ですが、実際に伊豆の漁業者も200キロ、300キロのマグロを目の前にして、これを獲ると枠をオーバーしてしまうという場合は、獲りたくても涙を流しながら糸を切ると。そういう実情の話もしました。

○西原委員

一点いいですか。これに関しては新聞なんかでも遊漁が18トン越えて獲っているという報道もあります。遊漁としては、高い道具を買って経済に貢献しているのではないかという意見も聞いておりますけれども。ただ、新聞を見てもこの資料を見ても、漁法に関しては一切記載がありませんよね。遊漁船もどういう方法で釣っているのか、我々は把握できていない訳なんですけれども。普通に考えると（静岡では海区指示で禁止されている）ひき縄でやらないと釣れないというのが漁業者の考えなんですけれども。

○高田委員

漁法だけれども、さばとか餌になる魚を生き餌にして流してやる釣り方みたいですね。あとはルアーですよ。キハダなんかもやるんだけれども、そういう釣り方だと思います。

あと、漁業者ともめるのは、僕らが言うふかせ釣り。竿と電動リールを使って生き餌を流して釣る。ずっと流していて、そこに漁業者がひき縄釣りで来ると、そういうトラブルが島では起きている。だからまず漁法が違うんですよ。

○西原委員 遊漁船がどういう漁法でやっているのかというのを、こちらも把握するべき。

○鈴木会長 伊豆大島でやっている漁法というのが、今高田委員が言ったようなもの。  
そういうトラブルの苦情が県の方にも来ますよね、大島の方から。そこで遊漁船が怒ったと。ただ、生きた魚で泳がせるには、すごく長く釣り糸を流しているんで、仕掛けの上を走るなどか、そういう荒い言葉が出たみたいですよ。

あと、ルアーの方は、大間のマグロでわかるとおり、魚が跳ねているところに全速で走って行って、そこでルアー釣りをすると。そういうかたちみたいですよけれども。

だから、釣りの人は、今、西原委員が言ったとおり、金をかけて高い物を買っているから、経済を回しているんだと。場所によっては時期になると近くの民宿に泊まって金を落としていると。ただそれは一部の話で、全ての遊漁者がそれで潤っているわけではない。今後、遊漁船がマグロに対してそういうことをやるようになってくると、漁業者とのトラブルはこれからも絶えないのかなと思います。

他にこの件に関して何か質問ございませんか。

○李委員 ひとつ教えていただきたいことがあります。遊漁者団体というのは具体的にどういう団体なのでしょう。あとは遊漁側の釣りをライセンス制にしてはという提案があったと思うのですが、それに対しての水産庁のリアクションはどのような感じだったのでしょうか。この2点お願いできればと思います。

○池谷主幹 事務局から回答いたします。  
遊漁者団体につきましては、資料の10ページに当日の出席者を載せておりますが、全日本釣り団体協議会、NPO法人ジャパングームフィッシュ協会、一般社団法人日本スポーツフィッシング協会、この3団体が出席されました。

○李委員 わかりました。この中には、一般的なプレジャーボートも入っているのでしょうか。

○池谷主幹 すみませんが、その詳細はわかりません。

○李委員 わかりました。ちょっと私の方でも調べます。ありがとうございます。あと2点目をお願いします。

○池谷主幹 水産庁は、先ほどのライセンス制のことについてはノーリアクションでした。実際やろうとしたときにどこがライセンスを管理するのかという部分が一つ課

題としてあるものですから、特に回答はございませんでした。

○李委員                    わかりました、ありがとうございます。

○鈴木会長                他に何か質問ございませんか。

○田口委員                7ページで、委員会としての対応という部分があるんですけども、これが出ると裏付け命令という申請という形になるんですけども、罰則規定などは設けられたりするんですか。

漁業者の皆さんがよく言っているのは、漁獲枠が沿岸漁業に過少に配分されているなか、自分たちがマグロを獲って、問題になることで漁獲枠の配分について世に問いたいと、最初は思ってたんだけど、本当にそういうことをやってしまったら、船の許可も下りなくなるし、積み立てプラスももらえなくなるから、やっぱり守らざるを得ないそうです。しかし、遊漁の人が、例えばリリースしろって言われてもしない場合などの罰則ってないと思うんです。

○池谷主幹                事務局の方で回答いたします。漁業法の中で、太平洋広調委の中で従わない場合の罰則がございまして、漁業法の第191条の中です、120条第11項で、第121条第4項において準用する場合を含む、となっております、規定に基づく命令に違反した者は1年以下の懲役もしくは10万円以下の罰金または拘留または科料に処する、ということでございます。

○田口委員                なるほど、ありがとうございます。とすると、そういう従わない遊漁者を見つけれられる体制というのが整っているかどうかということになりますよね。この話だと、遊漁者の団体は、会員の採捕量は把握していないとか、会員がどの大きさのマグロを獲っているのかということも、わからない、ということですよ。だから誰も見とがめる者がいないって言う状況ですよ。

○池谷主幹                そうですね、遊漁者団体は把握していないということになります。

○田口委員                そうすると、漁業者が逆にみつけるんですか、それとも船を出している人でしょうか。

○池谷主幹                取り締まりの中でみつけることになるかと思います。

○田口委員                ありがとうございます。やはり実効性がない漁業取り締まりは魚をとる人が守らないと思うので、ちょっと気になって質問させていただきました、ありがとうございました。

○鈴木会長

確かに今、田口さんが言った、それが一番心配な部分というのが大きいかと思えます。結局30キロ以下のものを放流する、しないというのは遊漁船の船頭次第だと思うんですよ。それを船長が、それくらいはいいよ、とそこで認めちゃわないのか。真面目に、それは逃がさなきゃだめだよ、と逃がしている釣船にはお客さんは、だんだん減っていくと思えます。

だから現実として水産庁が言っている部分、それは本当に素晴らしいことなんだけれど、現実としてそれが全て当てはまるかどうかと言うところが一番不安なところですよ。

他に何かございませんか。特に質問がないようですので、このことについては以上とします。最後に事務局から次回の開催についてお願いします。

○市川技師

はい、次回開催について御報告させていただきます。次回は10月14日（木）午後2時からを予定しております。会場につきましては決まり次第御連絡させていただきます。

主な議題としましては、吉田の小型機船底びき網漁業手続第3種（貝けた）操業の許可について等を予定しております。よろしくをお願いします。

○鈴木会長

次回については、10月14日（木）午後2時からということですので、よろしくをお願いします。

以上をもって、本日予定していた議事は全て終了しました。

それでは事務局に進行をお返しします。

○花井事務局長

鈴木会長、長時間にわたる議事進行ありがとうございました。

以上で、第22期第3回静岡海区漁業調整委員会を閉会します。

ありがとうございました。

（ 終了 16:25 ）

上記議事録の正当なることを認証するため、議長及び議事録署名人として署名押印する。

令和3年8月3日

議長 鈴木 精 

議事録署名人 西原 忠 

事録

議事録署名人 田口 さつき 

